

議案第 23 号

宝塚市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

資料 1 宝塚市印鑑条例の一部を改正する条例の改正概要について

1 改正する条例 宝塚市印鑑条例の一部を改正する条例

2 改正の概要

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴い、令和元年12月14日付で、国が定める印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたため、成年被後見人の印鑑登録を可能とするため、条例の一部を改正しようとするもの。

3 主な改正内容

印鑑の登録ができない者について、「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改める。

4 施行期日 令和2年4月1日

5 今後の予定

令和2年4月 成年被後見人に係る印鑑登録の申請等の受付開始